

## 附属資料（資料1用語集）

（五十音順）

### あ行

#### アセットマネジメント（あせつとまねじめんと）

水道におけるアセットマネジメント（資産管理）とは、「水道ビジョンに掲げた持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動」を指す。

水道におけるアセットマネジメント（資産管理）の実践においては、水道事業の特性（代替性が小さい、受益者負担が原則など）を踏まえつつ、技術的な知見に基づき現有資産の状態・健全度を適切に診断・評価し、中長期の更新需要見通しを検討するとともに、財政収支見通しを踏まえた更新財源の確保方策を講じる等により、事業の実行可能性を担保する必要がある。

#### 一次生産（いちじせいさん）

独立栄養生物による有機物生産のことで、基礎生産ともいう。通常の生態系では、光合成生物（緑色植物及び光合成細菌）による有機物生産が圧倒的なもので、一般には光合成によるものを指すことが多い。植物による一次生産は炭酸同化作用とも言い、藻類の炭酸同化作用は水のpH上昇の原因となる。

#### 1日最大給水量（いちにちさいだいきゅうすいりょう）

年間の1日当たり給水量のうち最大のもの。施設整備では、この給水量を支障なく供給できるように設計する。

### か行

#### 緩速ろ過（かんそくろか）

4～5m/日のゆっくりした速度でろ過し、砂層表面や砂層内部に増殖した生物のつくるろ過膜によって水中の不純物を除去する方式のこと。

#### 企業債（きぎょうさい）

地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債のこと。

#### 急速ろ過（きゅうそくろか）

原水中の懸濁物質をポリ塩化アルミニウム（PAC）等の凝集剤で凝集沈澱処理し、残りの濁質を120～150m/日の速い速度の急速ろ過池でろ過し除去する方式のこと。ろ過層は、濁質の補足に伴い、ろ過抵抗が上昇するため、定期的に逆流洗浄を行い濁質を系外へ排出する。

### 凝集沈澱（ぎょうしゅうちんでん）

急速ろ過では、捕捉できないコロイド状の濁質を凝集剤で捕捉できるように、濁質の性状を変える“凝集”と“凝集”によって、大きく重く成長したフロックの大部分を沈澱池で沈降分離する“沈澱”の二つからなる処理方法のこと。

### 業務指標（P1）（ぎょうむしひょう）

水道サービスの目的を達成し、サービス水準を向上させるために、水道事業全般について多面的に定量化した137の指標のこと。平成17年1月に日本水道協会規格「JWWA Q 100 水道事業ガイドライン」として定められた。

### クリプトスポリジウム（くりぷとすぼりじうむ）

原生動物の原虫類に属する水系病原性生物のこと。その原虫に感染した症状は典型的な水様性の下痢であり、発汗、腹痛、けいれん痙攣様腹痛がある。特に子供では吐き気や嘔吐、39度ほどの発熱を伴う。クリプトスポリジウムは耐塩素性の病原性生物であり、水処理にはろ過工程が必須となる。（耐塩素性の病原微生物の項も参照）

### 経年管（けいねんかん）

強度が低く、破損や腐食による漏水の恐れや濁り水の原因となる老朽化した管のこと。

### 減価償却費（げんかしょうぎやくひ）

固定資産の減価を費用として、その利用各年度に合理的かつ計画的に負担させる会計上の処理または手続きを減価償却といい、この処理又は手続きによって特定の年度の費用とされた固定資産の減価額を減価償却費という。

### 高度浄水処理（こうどじょうすいしより）

通常の浄水処理では、十分に対応できない臭気物質、トリハロメタン前駆物質、色度、アンモニア性窒素、陰イオン界面活性剤などの処理を目的として、通常の浄水処理に追加して導入する処理のこと。代表的な高度浄水処理の方法としては、オゾン処理法、活性炭処理法、生物処理法およびエアレーションがあり、処理対象物質などによって、これらの処理方法が単独またはいくつかの組み合わせで用いられる。高度処理ともいう。

### 混和池（こんわち）

凝集沈澱処理では、凝集剤を注入した後に直ちに急速なかくはん攪拌を与えて凝集剤を原水中に均一に行き渡らせる必要がある。このための混和施設のことで、急速攪拌槽、急速攪拌池、急速混和池、薬品混和池ともいう。攪拌方式は、フラッシュミキサなどの機械攪拌方式と、損失水頭を攪拌エネルギーに変える水流式がある。

### 再生可能エネルギー（さいせいかのうえねるぎー）

資源を枯渇させずに利用可能な、利用するのと同様以上の速度で再生されるエネルギー源のこと。太陽、風力、地熱、水力、バイオマスなどが挙げられる。

### 残留塩素（ざんりゅうえんそ）

次亜塩素酸ナトリウムなどの塩素剤を使用した消毒処理によって注入され、消毒効果を持つ有効塩素として水中に残留している塩素のこと。衛生上の措置として、水道法では、給水の残留塩素を遊離残留塩素として0.1mg/ℓ（結合残留塩素の場合は0.4mg/ℓ）以上保持するよう規定している。

### ジェオスミン（じえおすみん）

放線菌または藍藻類等によって産生される異臭味物質のこと。カビ臭を呈する。

### 自己資本構成比率（じこしほんこうせいひりつ）

総資本（負債・資本合計）に占める自己資本の割合を表すものであり、水道事業は施設の建設費の大部分を企業債（借入資本金）によって調達していることから、一般的にこの比率が小さい。

### 2-メチルイソボルネオール（じめちるいそぼるねおーる）

放線菌または藍藻類によって産生される異臭味物質のこと。通常はカビ臭を呈するが土臭、墨汁臭となることもある。通常の凝集沈澱、急速濾過施設で対応できない場合は、粉末活性炭処理、粒状活性炭処理、もしくはオゾン処理等で除去する。略称はMIBまたは2-MIB。

### 受水（じゅすい）

水道事業者が水道用水供給事業（水道水の卸売をする事業者）から浄水（水道用水）の供給を受けること。本市では、滋賀県南部上水道供給事業から一部供給されている。本文中の「県水からの受水」とは滋賀県南部上水道供給事業から水道用水の供給を受けることを指す。

なお、水道事業者から供給される水を利用者が水槽に受けることも「受水」という。一般に高層ビル、ホテル、プールなどの大口需要者に対しては、配水管の水圧に影響を及ぼし、また十分な水圧が確保できないため受水槽方式が採られている。

### 浄水池（じょうすいち）

浄水場内において、浄水処理の運転管理上生じるろ過水量と送水量の不均衡を緩和するとともに、事故時、水質異常時等の対応などのために浄水を貯留する池。浄水施設としては最終段階の施設であり、また浄水を貯える重要な施設であるため、ふくがい覆蓋し、水密性かつ耐震性をもった構造とする必要がある。

## 水道事業ガイドライン（すいどうじぎょうがいでらいいん）

水道事業の多岐にわたる業務を全国水道事業者共通の業務指標値（業務指標の項を参照）を算出、定量的に評価しやすくすることによって、サービス水準の向上を図ることを目的に平成17年1月に定められた。

## た行

### 耐塩素性の病原微生物（たいえんそせいのびょうげんびせいぶつ）

病原ウイルス、病原菌、病原細菌、病原微生物、病原体等と呼ばれる各種の病原生物のうち、水の消毒に用いられる濃度での塩素に対して大腸菌または大腸菌群に比較して著しく抵抗性を示すものの総称のこと。

### 着水井（ちやくすいせい）

浄水場などへ流入する原水の水位動揺を安定させ、水位調節と流入量測定を行うために設ける池のこと。本市では、薬品注入箇所としての機能も有している。

### 貯水槽水道（ちよすいそうすいどう）

水道事業または専用水道から供給を受ける水のみを水源とし、受水槽（貯水槽）を経て給水する水道のこと。本市では、マンション、3階建て以上の建物等に多い。

### TOC（ていーおーしー）

水中の有機物濃度を推定するのに用いられる指標。従来はBODやCODがよく用いられたが、原水や測定条件等によりバラツキが生じることなどから、水道水質基準における有機物の指標として2005年4月から採用されている。全有機炭素（total organic carbon, TOC）。有機物には、下水や廃棄物等の人間活動に起因するものと、腐植土や藻類等による自然由来のものがある。

### トリハロメタン（とりはろめたん）

メタン（CH<sub>4</sub>）を構成する4個の水素原子のうち3個が塩素、臭素、あるいはヨウ素に置換された有機ハロゲン化合物の総称のこと。これらのうち、クロロホルム、プロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン、プロモホルムの各濃度の合計を総トリハロメタンと呼ぶ。水道水中のトリハロメタンは、水道原水中に存在するフミン質等の有機物を前駆物質として、塩素処理によって生成する。

## は行

### バイオアッセイ（ばいおあっせい）

既知あるいは未知の物質の生物に対する影響や効果、あるいはその有無や存在量を行動変化、麻痺、致死などの生物反応によって検出する試験方法。生物検定、生物定量法ともいう。本市で行っ

ている魚類を用いた原水中の毒物監視もバイオアッセイの一つである。

### 配水池 (はいすいち)

給水量は1日のうちでも朝や入浴時にたくさん使い深夜はほとんど使わないなど、時間によって変化する。しかし浄水処理はなるべく一定の水量で行うことが望ましいため、これらの差を調整するために設ける池を配水池という。上流側の事故発生時に備えたり消火用水量を貯えたりする機能も有する。

### PI (ぴー・あい)

業務指標のこと（業務指標の項を参照）。

### PDCAサイクル (ぴー・でい・しー・えー・さいくる)

品質管理の手法であり、P (Plan : 計画) → D (Do : 実行) → C (Check : 点検) → A (Action : 改善) の順に作業を実施して、A (Action : 改善) を次のP (Plan : 計画) に繋げることで継続的な業務改善を行っていくもの。

### フミン質 (ふみんじつ)

土壌や泥炭などに含まれる動植物が微生物分解を受けて生成した天然有機物であり、腐植質ともいう。塩素処理によりトリハロメタンが生成する。

### フロック形成池 (ふるっくけいせいち)

凝集沈澱処理の沈澱処理の前段でフロック形成を行うための池。フロックを成長させるための緩速攪拌を行うために、フロキュレータなどの機械を用いる方式と水流の損失水頭を攪拌エネルギーとして利用する迂流式などがある。

## ま行

### マッピングシステム (マッピングシステム)

コンピュータを用いて地図情報や付加情報を作成、保存、管理し、表示、検索機能を有するシステムのこと。水道のマッピングシステムでは、地図情報に地下埋設管や関連施設の図形に加え、管路の口径、管種、埋設年度などの属性情報や、管理図面などをデータベースとして一元管理している。

## や行

### 有収水量 (ゆうしゅうすいりょう)

配水量のうち、漏水や消火用水として失われることなく、料金徴収の対象となった水量をいう。

**粒状活性炭 (りゅうじょうかっせいたん)**

異臭味や原水の有機物汚染を除去するために用いる活性炭のうち、長期間または常時使用するために用いられる、粒径が0.5～2.5mm程度のも。使用済みの活性炭は回収されて再生利用される。

## 附属資料（資料2 草津市水道ビジョン策定委員会設置要綱）

### 草津市水道ビジョン策定委員会設置要綱

#### （設置）

第1条 水道事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくための指針となる水道ビジョンを策定するために、草津市水道ビジョン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### （所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、水道事業管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）に、提言、助言等を行うものとする。

- (1) 事業の現状分析・評価に関すること。
- (2) 将来像および目標の設定に関すること。
- (3) 実現方策の検討に関すること。
- (4) その他草津市水道ビジョン策定に関して市長が必要と認めること。

#### （組織）

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 水道事業に識見を有する者
  - (2) 需要家（次号に掲げる需要家を除く。）
  - (3) 公募による需要家
- 3 前項第3号の規定にかかわらず、公募を実施しても応募者がなかったとき、または適任者がなかったときは、同号に掲げる者のうちから委員を委嘱しないことができる。

#### （任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から水道ビジョンが策定された日までとする。

#### （委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

#### （会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

#### （庶務）

第7条 委員会の庶務は、上下水道部上下水道総務課において処理する。

#### （その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

#### 付則

- 1 この要綱は、平成21年9月1日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱による最初の会議は、市長が招集する。
- 3 この要綱は、水道ビジョンが策定された日限り、その効力を失う。



## 附属資料（資料3 草津市水道ビジョン策定委員会開催日程）

### 草津市水道ビジョン策定委員会委員名簿

（敬称略）

氏名	所属機関等	備考
ヤマダ キヨシ 山田 淳	立命館大学総合理工学研究機構特別任用教授	委員長
タナカ ツトム 田中 力	立命館大学経営学部経営学科教授	委員長職務代理
イブキ ミカコ 伊吹 美賀子	草津市消費生活学習会会長	委員
カワセ ヨシユキ 川瀬 善行	草津市自治連合会会長	〃
スズキ ツネオ 鈴木 恒男	一般公募	〃
モチヅキ マサト 望月 正人	滋賀県企業庁建設課長	〃
ヤノ クニヒロ 矢野 邦彦	草津商工会議所事務局長	〃

### 開催日程

第1回	平成21年	12月	1日（火）	13:30～15:30	草津市役所	行政委員会室
第2回	平成22年	2月	5日（金）	10:00～11:50	草津市役所	502会議室
第3回	平成22年	3月	29日（月）	13:30～15:50	草津市役所	行政委員会室
第4回	平成22年	7月	1日（木）	13:30～16:00	草津市役所	行政委員会室
第5回	平成22年	8月	3日（火）	13:30～15:50	草津市役所	行政委員会室
第6回	平成22年	9月	7日（火）	13:30～16:00	草津市役所	行政委員会室
第7回	平成22年	10月	5日（火）	13:30～15:45	草津市役所	行政委員会室
第8回	平成22年	11月	17日（水）	10:30～11:45	草津市役所	さわやか保健センター
第9回	平成23年	2月	21日（月）	10:00～12:10	草津市役所	行政委員会室





## 草津市水道ビジョン

びわ湖の恵みをとどけ 未来へつなく 草津宿の水



発行  
平成 23 年 3 月  
草津市上下水道部

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目 13 番 30 号  
電話：077-561-2440（直通）  
<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/>